

# 水道工事

展示室で水道を利用する場合は、利用開始日の10日前までに「水道利用届出書」を提出し、当センターの承認を受けてください。

利用者負担で水道工事を行っていただきますので、配管、使用する位置、設備の台数、容量の分かる資料を提出してください。

給排水設備 (各階)	給水管口径 20A / 排水管口径 65A
------------	-----------------------

## 1. 水道工事に必要な書類

利用開始日の10日前までに下記の書類を提出してください。

届出事項に変更があった場合は、当センターの施設管理グループへ連絡してください。

### 《提出書類》

・「水道利用届出書」 ・「水道工事配管図面 (縮尺1/200)」(利用階ごと)

## 2. 施工上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配管はお断りします。
- 展示関係者 (調理者など) が通行するところの床配管はカバーをしてください。
- 水が飛散する恐れのある場所 (洗い場等) の周囲の床、壁、天井はシートで養生してください。
- 展示室内の排水口および仮設シンクの排水口へは、ゴミ取り用の「ざる」を持参し設置してください。水道のご利用中に「ざる」からゴミがあふれないよう常に状態を確認してください。

## 3. 施工時、撤収時の連絡

- 施工後及び撤収前に当センターの施設管理グループへ連絡してください。  
届出図面とおりに施工されているか当センターの職員が現場にて確認します。  
利用最終日には、当センターの職員が検針をいたしますので撤収前に連絡してください。  
原状回復を確認いたします。

## 4. 水道元栓の開閉

- 元栓の開閉の際は検針の立会いをお願いします。